

## 旭川市都市機能施設誘導促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、持続可能な都市構造の実現及び中心市街地の活性化を図ることを目的として、対象区域内において都市機能施設の新築等をする事業者に対し、その新築等に係る工事に要する費用の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能施設 持続可能な都市構造の実現及び中心市街地の活性化に資するものとして別表1に定める施設をいう。
- (2) 大規模改修 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の様替をいう。
- (3) 新築等 新築、増築又は大規模改修をいう。
- (4) 建築主体工事費 建築動態統計調査規則(昭和25年建設省令第44号)第6条第1号(12)に規定する建築工事費予定額のうち、主体工事費(外構工事等の附帯工事費、又は土地若しくは借地権を買入する費用及び敷地造成に要した費用は除く。)に該当する費用をいう。
- (5) 建築設備 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。
- (6) 工事請負額 新築等に係る工事に要する経費であって、建築主体工事費及び建築設備の工事費の合算額をいう。

### (対象区域)

第3条 対象区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 路線名が、市道緑橋通2号線、道道旭川停車場線、市道宮下通1号線、市道昭和通線、国道40号及び市道8条通2号線である道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)に囲まれた区域
- (2) 路線名が、市道雨紛新旭川通1号線、道道新開旭川線、市道13・14丁目間横通2号線及び国道39号である道路に囲まれた区域

### (補助対象建物)

第4条 補助対象となる建物は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に前条に定める対象区域内において新築等の工事に着手した建物であって、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長の確認を受けた建物(以下「補助対象建物」という。)

とする。

- (1) 建物の1階部分が、都市機能施設の用に供されていること。
  - (2) 一の建物における都市機能施設の用に供される床面積（増築又は大規模改修の場合にあっては、当該増築又は当該大規模改修後において都市機能施設の用に供される床面積をいう。以下この号において同じ。）の合計が、当該建物の人の居住の用に供する部分を除く床面積の合計の2分の1以上であること。
  - (3) 建物に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の用に供する部分が含まれていないこと。
  - (4) 次の各号に掲げる対象区域の区分に応じ、当該各号に定める階層とする。
    - ア 路線名が、道道旭川停車場線、市道宮下通1号線、市道昭和通線及び市道1条通線である道路に囲まれた区域 中層以上の建物
    - イ 路線名が、道道旭川停車場線、市道1条通線、市道昭和通線及び国道39号である道路に囲まれた区域 3階建て以上の建物
    - ウ 路線名が、市道緑橋通2号線、国道39号、国道40号及び市道8条通2号線である道路に囲まれた区域並びに前条第2号に掲げる区域 2階建て以上の建物
  - (5) 新築等を行った建物（増築又は大規模改修を行ったものについては既存建物部分を含む。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第2項の規定による耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 2 前項の確認を受けようとする者は、対象建物確認申請書（様式第1号）及び別表2(1)欄に定める書類を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建物の新築等を行う事業（以下「事業」という。）を施行する者であること。
- (2) 旭川市再開発事業等採択及び補助要領（平成8年12月1日施行）第7条第1項各号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者でないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金額は、次の方法により算定されたもののうち、いずれか低い額とし、市の予算の範囲内で交付するものとする。なお、算定された補助金額に千円未満の端数があると

きはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象建物の新築等に係る工事請負額に、都市機能施設の用に供される床面積（新築等に係る工事により整備した部分に限る。次号において同じ。）を当該新築等に係る工事により整備された床面積の合計を除いて得た割合及び10分の1を乗じて得た額。
  - (2) 直近の年度次の建築着工統計調査（北海道）における用途別・構造別の建築単価（㎡単価）に、補助対象建物において都市機能施設の用に供される床面積を乗じて得た額に、10分の1を乗じて得た額。
- 2 前項の規定により算定された補助金額の合計は、1,500万円（市道平和通歩行者専用道路及び市道銀座通歩行者専用道路沿いに立地する補助対象建物にあつては、2,000万円）を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第2号）及び別表2(2)欄に定める書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金を交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に対して通知する。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するために必要であると認めたときは、条件を付すものとする。

（補助金の経理等）

第9条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに補助対象事業の全てが完了する期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

（事業内容の変更）

第10条 交付決定者は、補助金交付決定後において交付対象となつた事業の内容を変更しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じない場合の変更 事業内容変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 補助金額の変更が生じる場合の変更 補助金交付変更承認申請書（様式第6号）

2 市長は、前項第1号の申請があつたときは、これを審査し、その結果を事業内容変更承認通知書（様式第7号）又は事業内容変更不承認通知書（様式第8号）により交付決定者

に通知する。

- 3 第1項第2号の申請があったときは、第8条の規定の例によるものとし、市長は、補助金交付決定変更承認通知書（様式第9号）又は補助金交付決定変更不承認通知書（様式第10号）により交付決定者に通知する。

（事業の完了期日の変更）

第11条 交付決定者は、事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その理由を調査し、交付決定者に対して適切な指示を行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第12条 交付決定者は、補助金交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）報告書（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（契約に係る報告等）

第13条 交付決定者は、事業に係る契約を締結したときは、速やかに契約締結報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の契約に係る工事又は業務等に着手したときは、着手の日から5日以内に、その工事又は業務等ごとに着手届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 3 交付決定者は、第1項の契約に係る工事又は業務等が完了したときは、完了の日から5日以内に、その工事又は業務等ごとに完了届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、当該事業の遂行に関して報告を求め、又は経理関係書類、設計図書及び補助対象建物の調査又は検査をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、事業が補助金の交付決定内容に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対して、当該交付決定内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内又は当該完

了する日が属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第16号）に別表2(3)欄に定める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第16条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第17号）により、交付決定者に対して通知する。

（概算払い）

第17条 市長は、事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式第18号）及び別表3に定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき概算払いをすることを決定したときは、補助金の概算払決定通知書（様式第19号）により交付決定者に対して通知する。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (5) 関係法令またはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、前条の規定により補助金額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第16条の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前2項の場合には、補助金を返還すべき旨を補助金返還命令書（様式第20号）により交付決定者に対して通知する。

4 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に準じて、市長に返還すべき補助金、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 交付決定者が当該財産に係る補助金の全部に相当する額を市に納付したとき。

(2) 補助金の交付の目的、交付金額及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過したとき。

(3) 当該財産の処分について市長の承認を受けたとき。

3 財産の処分の承認を受けようとする交付決定者は、財産処分承認申請書（様式第21号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を財産処分承認通知書（様式第22号）又は財産処分不承認通知書（様式第23号）により交付決定者に対して通知する。

（委任）

第21条 この要綱に定めのないものについては、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（補助対象建物の特例）

2 令和6年度における補助金の交付申請に限り、第4条第1項中「令和6年4月1日から」とあるのは、「令和6年1月2日から」と読み替えるものとする。この場合における第6条第1項第1号の工事請負額の算定については、令和6年1月2日から同年3月31日までに新築等に係る工事に着手されたものがある場合は、これを含むものとする。

3 前項の規定の適用がある場合であって、当該工事に係る契約が既に締結されているとき及び当該契約に係る工事若しくは業務等に着手し、又は完了している場合には、第13条の規定にかかわらず、申請者は、同条に定める報告書及び届出書を第7条の交付申請の

ときに市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

商業機能	日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号。以下「産業分類」という。）に掲げるもののうち、小売業（主として管理事務を行う本社等，自家用倉庫及びその他の管理補助的経済活動を行う事業所を除く。）に該当するもの。
金融機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行</li> <li>2 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条の事業を行う信用金庫</li> <li>3 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第6条の事業を行う労働金庫</li> <li>4 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第3項に規定する業務を行う農林中央金庫（同法第3条第5項の規定により当該業務を代理して行う者を含む。）</li> <li>5 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第21条に掲げる業務を行う商工組合中央金庫（同法第2条第3項の規定により当該業務の代理又は媒介を行う者を含む。）</li> <li>6 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局</li> </ol>
教育機能	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校，同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校
子育て支援機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法第1条に規定する幼稚園</li> <li>2 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を含む。）</li> <li>3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項から第7項までに規定する放課後児童健全育成事業，子育て短期支援事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業，地域子育て支援拠点事業若しくは一時預かり事業を行う施設又は事業所</li> <li>4 児童福祉法第6条の3第10項から第14項までに規定する小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業，病児保育事業若しくは子育て援助活動支援事業を行う施設又は事業所</li> <li>5 児童福祉法第36条に規定する助産施設</li> </ol>



	<p>6 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>7 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設</p> <p>8 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</p> <p>9 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設</p> <p>10 児童福祉法第44条の2に規定する児童家庭支援センター</p> <p>11 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項の産後ケア事業を行う施設又は事業所</p> <p>12 母子保健法第22条第1項各号に掲げる事業を行う施設又は事業所</p>
文化機能	<p>1 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>2 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館</p> <p>3 博物館法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>4 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第4条第2項第1号に規定する国土交通省令で定める施設</p>
多世代交流型複合施設	<p>都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づき旭川市が作成した立地適正化計画において、同条第2項第3号に規定する誘導施設として設定した多世代交流型複合施設</p>
介護福祉機能	<p>1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項から第5項まで及び同条第7項に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は複合型サービス福祉事業を行う施設又は事業所</p> <p>2 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター</p> <p>3 老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター</p> <p>4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>5 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第3項及び第4項に規定する医療保護施設又は授産施設</p> <p>6 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、特定施設入居者生活介護を除くサービスに係る事業を行う施設又は事業所</p> <p>7 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの</p>

	<p>うち、認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除くサービスに係る事業を行う施設又は事業所</p> <p>8 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う施設又は事業所</p> <p>9 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護を除くサービスに係る事業を行う施設又は事業所</p> <p>10 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスのうち、介護予防認知症対応型共同生活介護を除くサービスに係る事業を行う施設又は事業所</p> <p>11 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う施設又は事業所</p> <p>12 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設又は事業所</p> <p>13 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う施設又は事業所</p> <p>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、施設入所支援及び共同生活援助を除くサービスに係る事業を行う施設又は事業所</p> <p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項及び第26項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は移動支援事業を行う施設又は事業所</p> <p>16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p>
医療機能	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所</p>
その他賑わいの創出に寄与する施設	<p>1 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設</p> <p>2 事務所（産業分類に掲げるもののうち主として管理事務を行う本社等に該当するもの）</p> <p>3 産業分類に掲げるもの（第2項に掲げるものを除く。）のうち、不動産業，物品賃貸業のうち貸会議室業，飲食サービス業，生活</p>

	<p>関連サービス業（火葬・墓地管理業を除く。）、娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業のうちゴルフ場、公園、遊園地並びにその他の娯楽業のうちマリーナ業及び遊漁船業を除く。）、教育、学習支援業のうち学習塾及び教養・技能教授業、サービス業（他に分類されないもの）のうち集会場</p> <p>4 その他、賑わいの創出に寄与する施設として市長が認めたもの</p>
--	---

別表2（第4条、第7条及び第15条関係）

	(1) 確認申請	(2) 交付申請	(3) 実績報告
事業に係る工事請負額の積算資料 （工事請負額の内訳書、数量調書、単価根拠等）	○	○※1	○※1
資金計画（月単位のもの）	—	○	—
支出を証する書類（領収書及び通帳又は振込受付書等の挙証書類）の写し※2	—	—	○
工程表	○	○※1	—
年度別施行箇所及び補助対象箇所が明示された配置図、平面図、立面図、その他関係図面	○	○※1	○※1
着工前・工程・出来形・完了写真	—	—	○
施行者検査状況書類	—	—	○
建築確認済書（副本）の写し、確認台帳記載証明書等の建築着工年月日が分かる書類	○※3	—	—
建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し	—	—	○※4
その他市長が必要と認める書類	○	○※1	○※1

備考

- ※1：既に提出しているものから変更がないものは省略することができる。
- ※2：年度末月に支出を証する書類の添付が難しい場合は、請求書を添付すること。この場合、速やかに添付した請求書に係る支払を完了し、補助金交付後30日以内に支出を証する書類の写しを提出すること。
- ※3：増築又は大規模改修を行う場合に限る。
- ※4：増築又は大規模改修を行った場合において、その既存建物部分の建築着工年月日が昭和56年5月31日以前である場合又は当該建築着工年月日が明らかでない場合に限る。

別紙3（第17条関係）

(1) 理由書（様式第24号）
-----------------

(2) その他市長が必要と認める書類
--------------------

備考

理由書には、記載した理由の根拠となる資料を添付すること。